

日理協 21 第 250 号

2021 年 10 月 13 日

都道府県理学療法士会  
会長各位  
推進リーダー担当者 各位

公益社団法人 日本理学療法士協会  
常務理事 佐々木 嘉光  
(公印省略)

推進リーダー取得要件の変更にかかるご案内について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本会の活動に格別のご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新生涯学習制度および会員管理システムのシステム変更に伴い、推進リーダー（地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダー）の取得要件を 2022 年 4 月より別紙のとおり変更いたします。

つきましては、別紙の内容についてご査収いただき、会員各位に向けた情報伝達にご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

事務局担当：日本理学療法士協会職能推進課  
戸塚満久、吉岡毅、大久保圭子  
E-mail：[shokuno@japanpt.or.jp](mailto:shokuno@japanpt.or.jp)  
TEL：03-6721-0224

「推進リーダー取得要件の変更」に関するご案内

1. 制度変更について

1-1 変更の経緯

- ・2022年度より、新生涯学習制度が開始となり、会員管理システムの仕様が変更されるため、従来同様の運用が技術的にできなくなった。
- ・昨今、理学療法士の介護予防事業への参画が推進されているところ、量的体制は整備されてきたと捉えられる中で、理学療法士の質を問う声が散見される。
- ・質的向上を担保することを図るために、今後は登録理学療法士の取得を要件とすることとした。

1-2 変更内容

- ・新人教育プログラム修了済を登録理学療法士取得済へと変更する。

1-3 運用変更のスケジュール

- ・会員管理システムの運用開始時期に合わせて2022年4月開始とする。

2. 制度変更に伴う会員の対応の変更点

2-1 会員が受ける制度変更による影響

会員の資格取得別に制度変更に伴う影響は以下のとおりとなる。

- A 2021年度に推進リーダーを取得済の会員  
→継続して推進リーダーを取得とみなす。
- B 2021年度時点で推進リーダーを取得していないが登録理学療法士に移行予定の会員  
→2022年度以降、いつでも推進リーダーの登録申請が可能となる。
- C 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではないが推進リーダーを登録申請済・または履修中の会員  
→2022年度以降、引き続き推進リーダーの履修を継続できる。
- D 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではなく推進リーダーの登録申請もしていない会員  
→2022年度以降、推進リーダーの登録申請のために登録理学療法士の取得が必要となる。

2-2 2022年度以降に推進リーダーを取得希望の場合に必要な対応

- A 登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。
- B 推進リーダーの申請を行う。
- C 継続して推進リーダーの履修を進める。加えて、登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。
- D 登録理学療法士取得後に推進リーダーの申請を行う。

2-3 Dに該当する会員が2022年度から推進リーダーの取得を希望する場合に、今年度求められる対応について

以下2つの要件を満たすことが必要である。

- (1) 新人教育プログラム修了
- (2) 推進リーダーの登録申請